

2022年度 第2回
町田市障がい者施策推進協議会

2022年9月20日（火）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時28分 開会

○山口係長 それでは、本日の出席予定の方全員そろいましたので、定刻より少々早いですが、始めてまいりたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

2022年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

本日、司会を務めます、私、町田市地域福祉部障がい福祉課総務係長の山口です。どうぞよろしく願いいたします。

以降、着座にて失礼いたします。

本日、こちらの会議ですが、新型コロナウイルス感染症対策といたしましてウェブ併用の会議で運営をしております。ウェブで御参加の皆様、私の声、届いていますでしょうか。音量大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、まず本日の出席者の確認をいたします。ウェブでの御出席が、本日は5名予定をしております、今、画面で表示されております佐藤委員、森委員、菅委員、鈴木委員と谷内委員が本日ウェブでの御出席ということで、計5名ウェブでの参加となります。谷内委員は少し遅れての参加と連絡をいただいております。

現地で御出席いただいている方の紹介です。石渡会長、井上職務代理、小野委員、松崎委員、叶内委員、青山委員、堤委員、風間委員、土田委員、坂本委員、町野委員、佐々木委員になりまして、森山委員は、まだいらっしゃってはいないです。今日、御欠席のあらかじめ連絡をいただいている方は2名いらっしゃいます。中川委員と、あと浅野委員の2名につきましては、本日、御欠席との連絡をいただいておりますので、森山委員につきまして、遅れての参加というふうに御承知おきいただけたらと思います。

なお、本日、会議の議事録作成のため委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は発言の前にお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ウェブ会議併用になりますので、そのルールについて簡単に確認させていただきます。4つあります。

1点目、発言される方は「挙手」ボタンを押して、指名があるまでお待ちください。2つ目、指名された方は御自分でマイクのマ्यूートを解除してお話しお願いいたします。3つ目、発言後は「手を下げる」ボタンを押して手を下げておいてください。4つ目、現地で御出席の方と事務局職員は、ウェブの参加の方にも音声がかえやすいようにできるだけはっきりと、マイ

クを御自身に近づけて発言をお願いいたします。また、ウェブで参加の委員の方々、途中音声
が聞き取れない場合は途中で構いません、遠慮なさらずにすぐにお知らせいただけたらと思
いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をいたします。

事前に送付いたしました資料が、本日の会議次第が1枚と、資料が合計で9-2までま
ありますので、資料番号を読み上げてまいります。資料1「町田市障がい福祉事業計画（第6期
計画）2023年度までの評価指標」、資料2「障害福祉サービス等の実績」、資料3「サービ
スに関わる取組みの主な実施状況」、資料4「参考資料」、資料5になりまして、資料5は「町
田市障がい者プラン21-26（障がい福祉事業計画）2021年度実績についての各部会からの意見」
になります。続きまして資料6「町田市における『個別避難計画』の作成及び対象となる障
がい者について」、資料7「2021年度町田市における障がい者虐待の状況について」、資料8
「町田市における障害者差別解消法に基づく取り組み」、資料9の枝番の1「第1回町田市障
がい者差別解消条例検討ワーキンググループの活動報告」、資料9の枝番の2「他自治体にお
ける障がい者差別解消条例の要素の比較」、こちらまでが事前送付資料になります。

続きまして、当日配付資料といたしまして、堤委員から当日配付資料ということで資料名は
「町田市障害福祉事業計画についての質問・意見」こちらを当日配付資料としまして机上のほ
うに配付させていただいております。オンライン参加の方にはメールでお送りしております。

不足している資料、ここまでの段階で特に大丈夫でしょうか。

また、本日、会議の中で町田市障がい者プラン21-26を御参照いただく場合がございますの
で、お手元のほうに御用意いただけたらと思います。また、今日お持ちでない方は事務局のほ
うからお渡しいたしますので、おっしゃっていただけたらと思います。

それでは、ここまで資料の確認を行いましたので、以降の進行を石渡会長にお渡しいたしま
す。

石渡会長、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 皆さん、こんばんは、石渡です。

めっきり秋めいてきたという感じでお彼岸にもなりましたが、皆さん体調、特にお変わりあ
りませんかでしょうか。

では、議事に入らせていただきます。2番目が議事となっておりまして、まず（1）町田市障
がい者プラン21-26、この2021年度の実績についてということで、まず事務局から資料の説明
をお願いいたします。

○由谷主事 事務局の由谷です。それでは、資料1から資料5について説明をさせていただきます。

町田市障がい者プラン21-26の2021年度実績につきまして、前回の協議会で重点施策の部分の振り返りを行いました。今回は障害福祉サービスや地域生活支援事業といった障害福祉事業計画に関わる部分の振り返りになります。

では、まず資料1、町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）2023年度までの評価指標。これは障がい福祉事業者計画に関する国の指針と、それに対する町田市の評価指標についてまとめたものです。障がい者プランの冊子では、72ページ以降の内容の振り返り資料になります。なお、項目3、地域生活支援拠点等が有する機能の充実と、裏面、項目5、相談支援体制の充実・強化等に関しましては、重点施策と同内容となっております。

続きまして資料2、こちらは障害福祉サービス等の見込み量と実績値についてまとめたものです。表面が障害福祉サービス、裏面が地域生活支援事業に関してまとめてあります。両面とも各事業について薄く塗り潰してある列が見込み量、その下の数字が各年度の実績値となっております。今回はこちらの2021年度の部分について御意見をいただけますと幸いです。

続きまして資料3、こちらは障害福祉サービスに関わる取組の2021年度の主な実施状況について、表面に障害福祉サービス、裏面に地域生活支援事業についてそれぞれまとめております。先ほどの資料2の実績値について具体的にどのような取組を行ったのかというところを記載しております。

次、資料4、参考資料。こちらはここまで説明しました資料1から資料3までの基となるデータをまとめたものになります。全部で7種類ございますので、それぞれ右上に番号を振っております。簡単にそれぞれの資料について説明をさせていただきます。

まず1枚めくっていただいて、右上に1と番号が書かれた資料。こちらが表面に身体障害者手帳と愛の手帳の所持者数、そして裏面に精神の手帳と難病等の状況を記載してあります。

次、2枚目、A4の資料が障害支援区分別の支給決定者数の年度ごと及びサービスごとの比較データとなっております。

続きまして3枚目、こちらが両面2枚、計4ページの資料となっております。内容は市内の日中活動系サービス事業所の一覧と、各事業所の2021年度と2022年度の定員と実員をそれぞれまとめた資料となっております。

では、続きまして右上に4と書かれたA3の3ページの資料。こちらは市内のグループホームの一覧と、それぞれの定員や利用者についてまとめたものになります。最後の3ページ目に

は、昨年度開設したグループホームの数や障がい種別ごとにそれぞれまとめた表等を記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

次、右上に5と書かれたA4の資料。こちらは緊急一時保護の支給決定数と移動支援の受給状況に関する資料です。

そして次、6番目の資料は重度訪問介護の支給決定人数と支給時間の表であります。こちらは2019年度からの4年間のデータをまとめて記載をしております。

最後7番目が、町田の丘学園在籍・卒業児童生徒数の推移予測ということで、計7種類の資料になります。

資料1から3の振り返りの参考資料として御参照いただけますと幸いです。

最後、資料5につきまして。こちらは資料1から資料4までの障がい福祉事業計画の振り返りにつきまして、各部会でいただいた御意見をまとめたものになります。この後、各部長から御報告をいただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。なお、相談支援部会につきましては、相談支援部会に関わる内容が重点施策として既に振り返りをやっていることや、他の議事との時間調整等の理由により、部会での振り返りは行っておりませんが、当日配付資料として堤部長から計画に対する御意見、御質問をいただきましたので、そちらについて御説明いただければと思います。

事務局からは説明は以上です。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

ということで、資料の1から5までのところを御説明いただきました。障がい福祉事業計画の2021年度実績については、既に各部会で振り返りを行ってくださっているということです。堤委員からの資料も提出いただきましたけれども、まず各部長から資料の2の5についての部会での振り返りの報告を、では計画部会の小野部長からお願いいたします。

○小野委員 それでは、計画部会での主な意見等について報告をしますが、いつも福祉事業計画、訪問系サービスや作業所やグループホームの支援が、見込み量に対してどれぐらい統括しているのかというところが評価のポイントになります。ただ、今回資料の4の参考資料が一番いろんな細かいデータが入っているんですけども、今回新しく出してもらったのが、参考資料の2ページ目にある、各年度ごとの障害支援区分の人数はいつも出してもらっているんですが、障害福祉の事業種別ごと、居宅介護や重訪や視覚障がいの移動介護の同行援護、あるいは自閉症の移動介護の行動援護など、事業種別ごとに障害支援区分の人数を出してもらいました。これはこれでまた特徴が出ているのかなということで、それを踏まえて、資料5のA3の用紙

にある内容が計画部会で主に出された意見です。

まず、全体の実績でいうと、資料の2のA3のこの表裏になるんです。その中で特に自閉症などの重度の知的障がいの移動介護の行動援護の実績が2021年度、倍増しているんです。その点の背景等についての質問、意見があり、回答がそこに書いてあるとおりです。

それから、あと行動援護のところでは、意見として同行者を2人つけることができないだろうかという意見も出されていました。

それから、2021年度、訪問入浴サービスが社協から町田市に移ったということで、回数も減っているということについて、実情、実態としてどうなんだろうかということが意見として出されたのと、あと資料5の2ページ目の一番上に、これも社協から市に移っているんですが、手話奉仕員の養成研修の回数が減ったという点について質問があり、回答としてはそこに書いてある内容が出されました。いずれも回数等が減ってしまったので、当事者や支援者からも意見が出ていたので出されました。

それから、グループホームのほうについては、参考資料のグループホームの一覧をずっと見ていただければ分かるんですが、本当に増えてきているんです。けれどもやっぱり重度のところはなかなか増えていなくて、特に営利法人のグループホームが非常に増えて、障害支援区分を見て、区分なしの人がもっと多いだろうなと思ったんですけども、比較的区分が出ている人、地方に行くと精神の区分なしの人がグループホームを利用するという人数が多いんですけども、この一覧とあと障害支援区分ごとの表を見ると意外と少なかったもので、その特徴についての意見と、それから新規に開設して2021年度にオープンして、まだ実員が埋まっていなくて、どうやって運営しているんだろうということが指摘がありました。

それから、資料5の2ページの最後の緊急一時保護について、これは参考資料のほうでも一覧が実績がありますが、障がいのある人たちがショートステイというのを利用していますが、ショートステイではなく町田市独自の、東京都の補助金を財源に運営しているんですけども、在宅で暮らしていて家族に何らかのことがあって緊急に宿泊支援が必要なケースについて、緊急一時保護というのが実施をされています。その緊急一時保護の延べ利用回数が徐々に減ってきているということや、あるいは島田療育センターの利用者数が減っていると。ただ、一方で利用可能者数については減っていない。その回答については、これは要するに空床、誰も泊まっていなくても継続的に市から補助金が出ているんですが、その仕組みが町田市内で実施しているものと島田療育センターでは違うという制度上の説明がありました。

あと緊急一時保護の利用の日数をもう少し延ばせないだろうかという意見がありました。

最後に重度訪問介護に関わって、これも参考資料の一番後ろのほうにA3で障害支援区分ごと、それから利用時間数ごとに利用実績が出されているんですけども、それについて今後の障がい当事者の高齢化に伴って重度化していこうという事は、これから考えていかないといけないということの意見が出されました。

以上です。

○石渡会長 石渡です。小野部会長、御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、相談支援部会の御報告を堤部会長、お願いしてよろしいでしょうか。

○堤委員 相談支援部会の堤です。

先ほど説明がありましたように、部会の中ではこの議論を行われていなくて、1週間ぐらい前にこの資料を基に意見とかがあればということと言われて書いたのが今日の当日資料になるわけなんですけれども、なので、質問に対する回答というのは今日もらえたらいいなと思いつつながら、質問も含めて行っていきたいなと思います。

まず1つ目、資料1の一番最初のところにあると思うんですが、これ毎年議題というか問題になるんですけども、福祉施設の入所者の地域生活への移行というのが、これが地域移行者数は指標は14人以上だけれども6人。施設入所者数の削減が231人以下と言いつつ238人というふうに、毎年毎年減るところか増えているという現状があります。今、グループホームは物すごく格段に増えているにもかかわらず、なぜ、この地域移行が進んでいかないのか、施設の人たちが減らないのかというのが1つ目の質問です。

それから2つ目は、先ほど計画部会のほうからもあった訪問入浴についてなんですけれども、社協から市に替わるのはなぜなのかということと、それから利用回数が週4から週3に減っている、これは計画部会の回答のほうにもそういうことは載っていると思うんですけども、利用人数は30人の目安に対して22人に減っているのに、なぜ利用回数が減ってしまっているのかという、この回数が減っていることへの疑問と、それからもう一つは、利用者にとっては明らかなサービス低下なのに、この表とかの判断と利用人数のみで表現されているので、結局サービスが低下しているということが見える化していないなと思ったんです。例えば1か月の平均利用回数とか、そういう形で表現されるとサービスの高低差が分かるんじゃないかなというふうに思ったので、この辺はサービスが低下しているということが見える形で何らかの表現がされるといいなと思いました。実際訪問入浴のニーズはすごくあって、ただ希望しても新規は受け付けられないというふうにも言われたりしているらしいので、これだけニーズがあるのだから、もしこれから市が管轄するのであれば増やしていく方向性をぜひ取ってほしいんですけども、

そういう方向性はあるのかどうかという質問です。

それから、重度訪問介護に関して、これは参考資料4ですごく非常に詳しい資料が出てきてくださったので、それはすごくいいなと思っています。これの重度訪問介護、何ページでしたっけ、後ろのほうですよ。重度訪問介護って多分分りにくいと思うし、御存じない方もいるかなと思うんですけれども、重度訪問介護の区分6の現在の基準というのは積上げ方式になっていて、基準時間プラス就寝時加算、単身加算、外出加算等々5つぐらいの加算を積み上げて、最大で513.5時間、入浴の加算を使った場合には529時間というのが現状では最大値なんです。でも、だから資料の4の6ページの部分で、例えば今年度550時間以上の利用者が、数えたところ11人いる。これ決して悪いと言っているんじゃないくて逆にいいことなんですけれども、この区分の加算方式を超えて11人もこれだけ使っている人たちがいるというのは、どういう方々が使っているのかなということを教えていただきたいなということが1つ目です。

それから障がい福祉課のほうとは何年間かけていろいろ話し合っているんですけども、現在の積上げ方式だと夜間の就寝時加算というのは3時間しかありません。現状では3時間の就寝時加算ではもたないので、事業所が持ち出したりヘルパーがボランティアになったりという、これ明らかに労働基準法違反なのでこういうところで話していいのかも悩ましいんですけども、そういう現実があつて、それで障がい者の生活が支えられているのが実情なので、これからというのはそういう夜間持ち出ししたり、ヘルパーが頑張ってくれたりするような事業所というのは見つからない時代になってきているので、参考資料4によれば、見込み量を実績が下がっている状況なので、今後夜間の介助が必要な人に対して、その辺の柔軟な対応を行っていく意思が市にあるかどうかということを知りたいです。見込み量より全然実績が下回っているけれども、基準で押さえられてしまっているという状況があるので、そこをぜひ考えてほしいということです。

それから資料4で、難病の新規更新件数が2020年度だけ半分から3分の1になっているのはなぜかという、そこを知りたいです。

以上です。

○石渡会長 石渡です。堤委員、ありがとうございます。いろいろ御質問あるのについては、また事務局にお答えいただけるところは後でお願いしたいと思います。

それでは、谷内部長が入られていらっしゃるの、就労・生活支援部会についての御報告をお願いしてよろしいでしょうか。

○谷内委員 遅くなりました。よろしく申し上げます。

資料のほう、大丈夫ですか。資料5、就労・生活支援部会の報告になります。

資料1のほうと併せながら見ていただければと思うんですが、資料1の項目4のところ、下のところです。福祉施設から一般就労への移行というところで、数字があがっております。この数字の読み方なんですが、資料5のほうにも書いておりますけれども、2018年が雇用促進法の改正等で非常に雇用される方が多かったということで、それをベースにしながら2019年度の111人を基準になっているというところで、なかなか現状厳しい数字にはなっているんですが、2020年度には78の方が雇用されていますので、コロナ禍ではありますけれども、2020年度と2021年度を比較しても数は78から90ということで、数字的には大きくなってきているということです。

あと資料1の裏になりますか、資料1の裏を御覧いただくと、上から2つ目ですか、就労定着支援事業のところになります。これについても現状、7月速報値で4割という数字になっておりますけれども、それについて資料5の該当部分を見ていただければと思うんですが、資料5の就労定着支援について、2番です。就労・生活支援部会の2の項目を見ていただくと、意見に対する回答のところにありますように、就労定着支援について利用料金の関係で、利用料が発生する就労定着支援事業よりも、就労・生活支援センター、無料で使える、こちらのほうを活用される傾向があるというふうなことが見受けられるということです。

その他、3と4に関しましては、就労・生活支援部会から出された意見ですけれども、まず3番に関しましては、就労定着支援の利用期間が3年ということになっているんですが、4年目に入った方々の今後の支援の方法をどうしていけばいいのかというところが1つ大きな課題になっております。さらに4番は、就労定着支援事業そのものについては、生活支援をベースにしているということで、あまり支援の対象者が企業のほうは該当しない。御本人の支援になりますので、広い意味での就労支援というものにはなっていないという状況です。ですので、ある意味就労定着支援の下から3行目にありますように、引継ぎの問題等を含めて今後解決していくべき課題があるのではないかというふうな意見が出されております。

就労・生活支援部会からは以上となります。ありがとうございました。

○石渡会長 石渡です。谷内部会長、御説明ありがとうございました。

それでは、3部会から御報告をいただいて、堤部会長からは御質問等もあるんですが、御説明いただけるでしょうか。

では事務局、お願いいたします。

○松田係長 支援係の松田と申します。

堤委員、一番最初の地域移行のところ、資料3の地域移行支援のことでいいですか。

○堤委員 私は資料1のつもりで言っていたんですけども。資料1の項目1です。

○松田係長 分かりました。確かにこここのところが伸びていないというのはあります。実際に施設からはなかなか出れないと。それには先ほど小野委員のほうからもありましたけれども、グループホームとかが確かにできているんですけども、重度の人が入れるようなグループホームがなかなか増えないというようなことも考えられるのかなというふうに思っています。

2番の訪問入浴についてですけども、社協から市に替わったのはなぜかということですけども、これも計画部会のほうで回答しているところですけども、もともと訪問入浴事業というのは法的な根拠がない中で1986年に社会福祉協議会でスタートした事業ですけども、その後、法律が変わって障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、総合支援法ですけども、これに規定されている地域生活支援事業の中に市町村が行う事業として位置づけられたので、これに基づいて今年度から市で行うように変わったということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、回数の問題ですけども、これは昨年度、社会福祉協議会が実施している中で減らしたもので、財政的なもの、経済的なもの、予算のことがあってということと、その裏には単価がかなり上がってきている。今、介護保険の単価が1万4,010円なんですけれども、1回当たり、障害のほうは1万2,000円でやっていたというようにもあって、それでどんどん単価を介護保険に合わせて高くしてもらいたいという要求もあって、そんな中でかなり財政的には厳しくなっているということがあったのだらうと思われま。

次に、利用者にとってサービスが減っているのに利用人数が表現されるとサービスの低下が見えてこないということで、こここのところはこの項目の評価の仕方、表現の仕方として考えさせていただければというふうに思います。

それから、ニーズがあるのだから増やしていく方向性はあるのかということ言えば、実際に訪問入浴を利用されている方の中でも、居宅介護、ヘルパーさんが来て入浴の援助を受ければ、それで入っていらっしゃる方もいらっしゃるんです。各近隣市町村の状況を見ても、やはり近隣市町村では訪問入浴じゃないとお風呂に入れない人というような重度の身体障がい者の人、そういう人たちを対象にしているというところもありますので、そういった方がどうしても使いたいんだということであれば、そのニーズには応えていきたいというふうには考えていますけれども、そういうことで訪問入浴でなければお風呂を運んで部屋の中に入らなければどうしても入れないという人の状況をよく見ながら検討していきたいというふうに思ってお

ります。実際に支援センターのほうにも今年度に入ってから問合せをして状況を聞いているんですけども、そんなにたくさんはそういう状況にある方の声は上がってこないというところもあります。まだまだ状況が調べられていないというか、ニーズの聞き取りが甘いのかもしれませんが、今のところはそういう状況でもあります。

それから重度訪問介護のところについては。

○有田担当係長 すみません、事務局の有田です。

3の①ですね。基準を超えている方というのは、いわゆる呼吸器とかをつけていて24時間本当に見守らないといけないという方については、支援基準を超えている方が何名かいらっしゃいます。あと支援基準ができる前から支援基準以上に支給されている方については経過措置ということで、そのまま支給されているということで11の方がいらっしゃるということになります。

以上です。

○松田係長 ②について、その基準の中で就寝加算が3時間でとても足りないというお話が今の話もありますが、その重訪についての意見交換会というようなことを開いていまして、そういったところでも出ていますので、どういうふうに考えていくのか、変えていくのかということについては、そういった席で検討させていただければと思います。時間数のことについて言えば、あくまでも町田独自の基準というものをつくっていますので、基準を大事にしながらも、それぞれの皆さんの生活の実態もよく調査して、それに合ったサービスの提供というものを考えていきたいと思っています。

以上です。

もう一個、4のことについては替わります。

○鈴木係長 項目4番の難病について、福祉係長の鈴木からお答えいたします。

まず、堤委員が指してくださった資料の1の確認をさせていただきたいと思うんですけども、お配りさせていただいた参考資料、資料4のめくっていただくと1枚目、右上にページ番号が1と書いてあるA3資料の裏面に、精神障害者手帳・難病等の状況という表がありまして、上段が精神、中段に難病関連というところの2020年度の数字が少ないということだという理解でお話をさせていただきたいと思います。

こちらなんですけれども、新規と更新で傾向が違いますので分けてお話しさせていただきまして、新規の方については、その年度の新規の申請者がたまたま少なかったというんですか。見ていただくと2017年度も少ない年がありまして、多い年もあるので、これはそのときの難病

申請の状況によります。

人数が大きく下がった理由というのは更新です。更新が何かというと、ちょうど2020年度が新型コロナウイルスの感染が一番広がっていた状況で、厚生労働省のほうで、診断書を見て認定する期限を1年延長するという通知を出しまして、この4月30日に通知が出たんですけども、4月30日より前に申請をされた方と、あと新年度2021年度始まる前って2020年度後半から申請するんですけども、その方以外は自動延長したという事情がありますので、この表でいくと上から2段目に942人という一般難病の更新という方と、4行目に人工透析の更新という方が2名いらっしゃるんですけども、この方は猶予された期間、対象外の期間に申請された方が対象となっておりますので、基本的には自動延長された方がいるので減ったというふうに御理解いただきたいと思います。

4番の説明は以上となります。

○石渡会長 ありがとうございます。そのままでお待ちいただいていいですか。

という御説明をいただきましたが、堤委員からは何か今の御説明について。

○堤委員 大丈夫です、ありがとうございます。

○石渡会長 よろしいですか。丁寧な御説明ありがとうございました。

それでは今、坂本委員が手を挙げてくださいましたので。

○坂本委員 今、堤委員からですか、質問ありました。その中で関連して2つぐらい話をしたいと思います。

まず第一のところ、地域移行が進んでいないということで、これは資料出ていますよね、前々から。1については二百何十名という資料がありますよね。資料1です。資料1の2023年度の評価状態、ここのところの施設入所者の削減ということで238人、2021年でこれだけというのは増えているというのは現状ですね、これ。それで、前々から確認したいと思っていますのが、前のアンケートのときに157名は町田市以外のところに入所されている人数という。これは市のほうでどういうふうにカウントしたり、それから地域移行ということにやっているかというのを一応確認したい。

それからもう一つの難病のところですけども、難病のところのデータが資料4のところ、この裏面に出ていますのが、これも関連するので皆さんに市のほうでもお聞きしたいなど。それで1つは難病のところ、これは精神関係の手帳とか、それから難病の状況の中にある精神関係の項目がありましたよね。これが2011年度から、これから2021年まで約10年間、同じようにこれ時系列が出ておまして、身体とそれから愛の手帳、これも2011年から2021年まで出て

おりまして、この数字の推移を見ていくと、精神のほうは倍になっているんです。精神障害者保健手帳の所有者が2,666から5,203ですか、2021年、というような形でかなりの倍増になっているのと、それから身体障害者の手帳が1万1,267が2011年、それから2021年で1万1,888と横ばい、それから愛の手帳が2,640から、愛の手帳のほうは資料4の1のところですが、3,580、少し増えています。それで、一応これだけ特に精神についてはこれだけの倍増している状態を、10年間でこれだけ増えているんですが、一応これで市のほうは手帳1、2、3と持っている、1件、2件、3件持っている方に対応できるようになっているのかどうかというのを確認したいと。

それから、今の対応でうまくいっているのかどうかということで、3点ほど堤部会長の話から飛んだ話で、地域移行が進んでいないというところ、これが全部施設入居者が全部で157名は町田市以外のところに施設入居している。これをどうやって移行させているのか、それから難病のところは先ほど聞きましたので、これは結構です。

それで今の精神のところについての倍増になっているところで、この対応がうまくいっているのかどうか、この辺を計画部会で一応いろいろとやってきていますけれども、というところで市からの説明いただきたい。

○石渡会長 坂本委員、ありがとうございました。

ということで、町田市以外の施設に入居されている方の移行と、それから精神障がいの方が10年で倍増しているというあたりについて御質問いただきましたが、事務局のほうでお願いいたします。

○松田係長 支援系の松田です。

町田以外の施設に入所している方がたくさんいて、その人数については障害福祉サービスの施設使用者の数ということで把握はしています。その人たちがどういうふうに地域移行していきたいのかという意向については、区分認定調査が3年に1回ありますので、そういったときに出向いて行って直接お話を伺うというようなこともしています。これについて内部でも話したんですけども、やはり一時期グループホーム、施設ごと、法人ごとにグループホームを作って、入所施設から法人内のグループホームに移っていくというようなことが見られたんですけども、それもそろそろいっぱいになっているのかどうか分かりませんが、それから軽度の方はそういうふうにグループホームに移っていったのかもしれないけれども、そこに移れない、重度と呼ばれる、呼んでいいのかどうか分かりませんが、そうした方々がそのまま残っているというようなことなのではないかなというような想像もできますが、そうい

ったことについても少しまた状況を確認していきたいなというふうに思います。

それから、精神障害者の手帳に対応してということですが、実際にとっても増えていきます。認知症の方も手帳の申請されますし、それから発達障がいの方も精神の手帳を申請されるというような申請の理由がありますので、本当に増えています。それに応じて、やはり障害福祉サービスのほうも精神障がいを持つ方の利用が増えている状況があります。坂本委員がおっしゃった対応というものは、具体的にどういうものかということとは分かりませんが、障がい者支援センターでも相談に乗ってグループホームでの生活をはじめとする生活の相談等にも答えているというのが現状です。

以上です。

○石渡会長 石渡です、御説明ありがとうございました。

という御説明ですが、坂本委員、まだ何か今の御説明に関連して御意見ございましたらお願いいたします。

○坂本委員 これから、ちょっと飛び過ぎるとまたいいかどうかですが、1つは21-26の障がい者プラン、これの24ページに、精神関係の24ページのところの重点施策4、これは精神障がい者へも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健医療、福祉の連携というのがありまして、この辺が2021年から協議の場を設けて、ここに医療と福祉のところの協議の場を設けて、2021年、24ページのところの保健医療、福祉関係者による会議体の設置って、これができたわけですね。この会議体が2021年度の町田市地域精神保健福祉連絡協議会ということで、それとそれから、今の町田市障がい者施策推進協議会で進めています、町田市の地域精神保健福祉連絡協議会専門部会ということで障がい福祉部会というのが設立されて、この両方の協議の場が設けられていると。この協議の場を設けられたものが毎年これが21年、22年という形でいろいろと進めたわけですが、一番最初の21年度に協議しているのは町田市の地域精神保健福祉連絡協議会というのがありまして、これが協議して連携していこうという形で出ております。この内容について、保健所それから保健医療のパート、それから福祉を拠点とした基盤整備ということで、この中身のところは基盤の整備の検討をお互いにしていこうというところで、これを進めていこうということですが、これ毎年の計画の中にこういうのが数的にどのくらい進んできているのか。2021年、2022年は今度何をしていくのかとか、この辺を具体的に落としていかないと、ただお題目だけ並べて、それで進めていくという形になるんじゃないかと。従来そんな感じのものが多かったので、もうちょっと具体的に何を協議して何を進めていくのかと。そうすると、毎年出してもらわないと、どうも数字だけが独り歩きしている、話だけが

進んでいるということで、ぜひともこれを2022年に決まったことがあるのであれば、それを教えて、2022年度スタートしているわけですから、この辺で何か決まったことがあれば市からお願いしたいなど。

○石渡会長 ありがとうございます。

そういうことですが、お願いいたします。

○有田担当係長 事務局、有田です。

この会議が始まりまして、先ほど具体的な数字ということだったんですけれども、まずは会議の場を設けるということからスタートしています。昨年度、今年度はいわゆる本会ということで、町田市地域精神保健福祉連絡協議会にプラス保健所部会と障がい福祉部会を設けまして、具体的なことを話していきましようということで、障がい福祉部会については地域移行についての話をしています。地域移行を何人出すかとかそういう話ではなくて、どうやって地域移行を進めていけばいいのか。地域移行というものがサービスの数としてはうちは少ないんですけれども、実際グループホームも増えてきて、かなり精神科病院からの地域移行は増えている。だけれども、まだまだ入院していらっしゃる方がいる。そういう方はどういうふうにしていったらいいのかというのを話し合っているところです。保健所部会については、例えば地域移行したとして、地域で生きている方が生活している方が医療中断、そしてまたそれで症状が悪化してしまうということが起きている。それをできるだけ早めにそういうことがないようにするにはどうしたらいいんだろうかということなので、数字というよりは具体的に、どういうふうにやろうか、どうやったら連携していけるんだろうかということをお話しているというのが現実です。

実際そういう協議の場というのは年に数回しか話ができませぬので、作業部会的に実際我々が病院のほうにも出向いて行って、病院に何が困っているか、どういうふうに一緒にやることはないですかねということをお話しているというような状況です。

以上です。

○石渡会長 どうですか、坂本委員。

○坂本委員 今の説明ですと、実際にこれ地域移行から精神障がい者に対応した地域包括システムということについて協議されているわけですね、今現在。それで、こちらの町田市障がい者施策推進協議会と、それから保健医療を起点とした基盤整備のところで、これ打合せしております、これをもっと具体的に障がいのある方、その家族ということで地域生活支援拠点の中核ということで案も出ておまして、これをどういうふうにあと進めていけるのか。そう

しないと、協議だけしますということで、毎年毎年やったこと、これは何も進まないな。それで、私のところも精神のところを抱えておりますので、これが大分医療のほうで進んでくれば、かなり精神関係のところをもっと減らせる、あるいは減らせるか期間を短くできるか、いろいろなことができるんじゃないかなど。この会議を借りまして、どちらのほうにいろんな意見を出せば進んでいくのか。というのは、今の町田市障がい者施策推進協議会のところと、それから保健医療を起点した基盤整備の検討ということで、これも同じように会議持っていますよね、専門部会を。だから、これはどちらのほうに意見をゆ出していけばいいのか。この辺の説明をお願いしたい。

○石渡会長 私にですか。

この精神科の入院から地域移行というのと、それから先ほど堤委員のほうからも出ましたけれども、入所している方というのが本当にどこの自治体も進んでいなくて、やっぱり重度化、高齢化しているからなかなか難しいみたいな話になっていくんですけども、ここは何とかしてはいけないということで、先ほど小野委員と始まる前にも話していたんですが、障がい者の権利条約の日本の実態みたいなどころからかなり国際的な批判なんかがぱっと出てきますので、やっぱりまず国が動く方向性をきちんと示すみたいなどころを、それぞれの自治体で声を上げていかなくてはいけないんだろなみたいなどころを思っていますが、坂本委員がおっしゃっている切迫感みたいなのは私も個人的にもとても感じているんですけども、やっぱりどこに持っていったらというのは、持っていけるところに私は全て持っていくべきだというふうに思っています。声を上げて、特に医療関係者の人に精神病院の長期入院に関しては動いてほしいなと個人的には強く思っているんですけども、すぐに状況が変わらないかもしれないけれども、変えることが今、日本にはとても国際的なプレッシャーも含めて求められているので、変わる動きというのを自治体レベルで声を上げてつくっていかなくてはいけないんじゃないかというふうに、すみません、理念的なところですけども思っています。でも、やっぱり動くんじゃないかというふうには期待して動き続けようと思うんですが、すみません。

○坂本委員 会長からの話、この話はかなり前から何回か出しておりまして、それで今日の議題の中にも大分知的と、それから身体のところの話は小野部会長からもかなり出ていますけれども、精神に関してはあまり検討されていないなと思っているんです。これだけいろんな病気の患者が増えている状態の中で、市の障がい者施策協議会の中であまりこれは協議されないということがちょっと問題があるんじゃないかと思ひまして発言しました。

それで、今、ようやく医療と保健医療かな、それから福祉というところの協議も始まってき

たので、これを何とか進めていただきたいということを今後の協議のところに入れていただければと思います。

○石渡会長 石渡です。坂本委員、ありがとうございました。

やっぱり自治体でうまく動き方をしているところは、それなりに地域移行は進んでいると思いますので、町田の方法というのを考えていかななくてはと思うんですが、精神の入院の方に関しては医療との連携はすごく重要だなというふうには私は思っていますので、ぜひ今、2つ窓口というふうにおっしゃってくださったので、両方がうまく連携することが必要かなと思います。すみません、個人的なところを申し上げてしまいましたが。

あとすみません、すごくいろいろ御意見をいただいたり、御質問に丁寧に説明していただいているのですが、この実績関連のことで何か御意見、御質問、ほかにおありの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○井上職務代理 井上です。ちょっと質問に答えられていなかった部分を答えてほしいと思うんですが、結局今の坂本委員の発言は、市外施設の方について地域移行について、町田市はどのように取り組んでいるかという質問だったんです。それが主語がよく分からないまま、同じ法人の中でグループホームを作ったら、そこに移行するんだみたいな、それをやっているけれどもとか、それからあと、唯一原因らしいことという、重度の方が多いたからかもしれないみたいな微妙な言い回しなので、確認をもう一回させてください。結局市外施設にいる方についての地域移行をどう取り組んでいるかということについての現状でのお答え、決して3年に一遍チェックに行くから、そのときに訪問しているんだ。そのときにやっているのかどうかということだと思うんです。

それから、もう一回繰り返しますけれども、同じ法人内のグループホームへの移行云々というっているけれども、結局それを町田市としては一生懸命進めているという意味なのかなと聞いたんですが、そこら辺を教えてください。

○松田係長 移行について、積極的に町田市として障がい福祉課として取り組んでいるということは今の段階ではそういうことではないです。

それから、先ほどの施設がグループホームを云々というところも、町田市が積極的に進めているということではなくて、その当時の動き、それぞれの法人のほうの取組としてそういうことが行われているという状況を見聞きしたところで発言とさせていただいたということです。

○小野委員 町田市だけじゃないですね。坂本委員がずっと精神の家族会の立場から精神の問題提起をこの協議会の場で投げかけていただいているんですけれども、これは精神については

やはり自立支援法以降、手帳取得者が増えて福祉サービスにつながった、件数が増えたというのも精神の手帳の所持者の人数が増えてきた背景にはあります。

根本的には先ほど石渡会長がおっしゃられたように、国の施策の基本方針が変わっていないところにあります。自立支援法以降、障害福祉の予算が政府は3倍増になったということも言っているんですけども、それはそもそものパイが小さかったんです。なおかつ障害福祉の予算が増えて、地域生活の入所施設よりもグループホームの利用者が逆転して増えたということも声を大にして政府は言うんですけども、政府予算の自立支援給付の中でいまだに一番予算を食っているのは入所施設なんです。夜間の支援の施設入所支援の給付費と、それと日中支援の生活介護の、この生活保護の半分以上は入所施設に行っていますから、それを両方足したら自立支援給付、障害福祉の予算の中では一番多いんです。結局入所施設から地域移行が進まない。

先ほど松田さんが少し説明した市外の施設で一番多いのは都外施設なんですけれども、これは東京都独自の特徴で、東京都が山形県に設置した地元の社会福祉法人が運営している都外施設とか、千葉にある都外施設とか、山梨にある都外施設とか、そういうのが五十何か所かな、あるんです。そこに入所している人たちの地域移行が結局その法人がその法人の施設の敷地内にグループホームを作って、そこに移ったからといって、それを地域移行なんて言えないですよ。なおかつこれ矛盾というか、結局都外施設を運営している法人は、東京都レベルの補助金をもらっているから、秋田県の最賃と給付費レベルとじゃなくて、東京の給付費のレベルのお金をもらっているから、その法人にとってはおいしいんです。だから握って放さないですよ。そういう状態が続いている。精神科病院も強制入院というか、この間、国連でいろいろ議論になっているんですけども、精神科病院での拘束が増えていたり、入院患者が増えていたり、そういう国の施策の構造的な問題が町田市の障害福祉の施策を進めていく上での困難さや課題の背景にはあると。そこを町田市独自にも変えていかなきゃいけないんだけど、国や東京都も変えていかないといけないというふうに考えています。

○石渡会長　どうぞ、坂本委員。

○坂本委員　今の話は、知的のところの施設の入居、それから精神のところの病院の入院者のあれですよ、地域移行の話。そして、精神病院からの地域移行というのはかなり国は進めていこうという形で進めているんです。それで、今、6病院があつて、そこからいろんな話が出てきておりますけれども、大分治療方針、やり方を少し変えながら、精神病院から出していこうという動きにはなっている。それで、これが精神関係の病院のところをもう少し医療関係と

ほかのところをもう少し整理しながら進めていければ、そうすると課題ははっきり言えば、各精神病院からどのくらい地域移行ができていくかというデータが市で把握できれば、実態どのくらい動いているということが分かるんじゃないかと、そういうことです。そういうデータの作り方、それから移行に対してのどういう支援ができていくか、これはやっぱり精神病院が動かないことには動かないですよ、入院患者は。というところをもっと明快にしていかなければ。それから、国のほうの精神関係のいろんな支援というのは大体十二、三項目出てきて、これが町田市としてはどのくらい全体として推進しているのか、これはまた後でいいですが、一応先ほどの精神病院については、もう少し進める方法があるんじゃないかなというところをお願いしたいと思います。

○石渡会長 石渡です。今の坂本委員ので、本当に地域移行している精神科の病院もありますよね。やっぱりそれはそういうところをかつちり自治体と関連する法人なんかうまく連携を取って、病院にもかなり働きかけて地域移行しているというところはありますけれども、それはやっぱりまだ精神病院の中ではすごく限られたところかなと。今の国の精神保健法の改正の方向なんかを見ると、とても期待できないなという評価が一般的だと思いますので、今おっしゃったように、そういう意向を持っている病院を早く町田市としてはキャッチして、そこに多分町田市民たくさん入院しているというようなところがあると思うので、まずそういうところから確実に動いていくみたいなことが必要だろうなと個人的にはとても思っています。

今、坂本委員がおっしゃったように、町田市民が入院しているところの病院がどういう動き方をしているかみたいなところは行政としてぜひ把握していただけたら、次の動きにつながるんじゃないかというふうな、今の意見を聞いていて思いました。

それでは、すごく本質的な課題についていろいろ御意見をいただいたと思いますが、実績関連のことでこのことをぜひというふうな委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

どうぞ、堤委員。

○堤委員 すみません、もう一つだけぜひ質問したいんですけども、資料3の下から3つ目で、地域活動支援機能強化事業で、ピアサポートについての取組が検討されていますという項目があって、ここをもうちょっと実は詳しく知りたいなと思ったんですが、今年度から東京都のほうでピアサポーター養成事業で基礎研修、専門研修、フォローアップ研修というのがスタートし始めているんですけども、特にこれは先ほどから話題の精神の方々のピアサポート活動が中心になって対象外にも広がってきているという活動なんですけども、町田市として具体的にそういったピアサポート研修等々の絡みとか、具体的にどう動いているのかをぜひ知りたいで

す。

○石渡会長 では事務局、お願いいたします。

○有田担当係長 事務局、有田です。資料3の地域活動支援センターのピアサポートのところによろしいですか。町田の地域活動支援センターは「まちプラ」というところで精神の方に特化したところなんです。そこでの活動でピアサポートについて考えていきたいというふうになっていまして、実際ピアを、市外でなんですけれども、やっていたらいらっしゃる方をお呼びして皆さんとお話をさせていただいたりですとか、別の市の地域活動支援センターでやっているピアサポートを見学に行こうという。ところが行こうとしたらコロナになって、まだ行けなくなっちゃったという落ちはあるんですが、実際何かをやっていきたいという形で今、動いている。まだそんなところではありますが、以上です。

○堤委員 ありがとうございます。

○石渡会長 私はピアサポーターがいい動きをしている自治体のお話を聞くことが多いんですが、やっぱり動き始めると変わるなというのは思うので、検討を早く具体的な動きにつなげる努力をしていかなくてはと思いました。ありがとうございます。

それでは、本当に大事な御意見をたくさんいただいたので、ぜひ今後の課題として私たちも実際に考え、動いていきたいというふうに思いました。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。2番目として、町田市における「個別避難計画」の作成及び対象となる障がい者についてということで、まず事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木係長 事務局福祉係長の鈴木から御説明をいたします。

お手元の資料6という資料を御覧いただきたいと思います。前の議事がすごく大事な議事でじっくり話した都合もありますので、大事なポイントのみかいつまんで御説明をさせていただきます。

この資料で一番重要なのは4番です。1から3はそれを説明する上でのホップ・ステップという資料なので、4番を特に御覧いただきたいというふうに思っております。

そもそも個別避難計画って何だということところは、制度改正の経過というところの項目の1番で経過を簡単に書かせていただいております。ざっくり言うと、2013年度に東日本大震災を契機として、名簿を作って共有しましょうということが決まりました。これ義務化されたものです。次に2021年の動きとして、令和元年の台風19号があったときに、名簿があったけれども避難できなかったみたいな方がいらっちゃったということで、やはり具体的な避難行動、避難に

支援をする方に個別の避難の計画を立てたほうが良いということで、これは努力義務ということなんですけれども、こちらも災害対策基本法の改正によって努力義務化された内容となっております。こちらの想定、意識いただきたいのは風水害を想定しているということを御理解いただきたいと思います。

避難行動要支援者の定義というのもありまして、参考と書いていますが、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の配慮という方の中で、自ら避難することが困難であるということが前提で、特に支援を必要とする方というのが対象です。そのときに今、避難行動要支援者名簿に町田で載っている人は誰なのかということなんですけれども、こちら記載している内容です。1から3の内容なんですけれども、特に介護の1の方と身体手帳の方は重複の方が非常に多くいらっしゃいますので、ここは重複しているんですけれども、数としてはこのような形で示させていただいております。

スケジュールなんですけれども、努力義務の中で5年をめどに計画をつくってくださいということが示しているので、市全体としては2026年度に向けて、今、段階的に検討を進めています。市の中で、この計画の作成する推進委員会と作業部会というのが設けられていまして、障がいの部門、高齢の部門、保健所、あとは名簿作成の部門、あと防災の部門が入って今、検討を進めているんですけれども、一番最初に検討しているのが何かというと、22年度の①、優先度の検討ということになります。何かというと、今、先ほど2番で対象者が1万2,000人いるというふうに御紹介させていただいたんですけれども、この中に本当に優先度が高い人は誰なのかということをもまず検討する必要があるということで、優先度の検討の中で今、議論になっている内容をまとめたものが4番で書かせていただいております。

検討状況なので結論ではないです。結論ではないんですけれども、今、検討としては対象の範囲を1回広げるというか、議論をしています。何かというと、今、身体手帳1、2級所持者、愛の手帳1、2度所持者以外に、障害支援区分4～6の該当する方というところを切り口として持つてはどうかという議論があります。というのも、支援が必要、自ら避難することは困難という中でいうと、身体手帳の1級の方は内部障害の方、ペースメーカーをつけておられる方だと、御自身で避難できたりする方も手帳をお持ちの方にもいらっしゃいます。なので、自ら避難することが困難な方というのがどういう人が対象になるのかということをも今、手帳の切り口だけでいいのかということを含めて、今、障害支援区分4～6に該当する方、4～6ってどういう方かというのは、サービスの利用状況でいうと、参考資料、資料4についているページの2ページ目に、障害の支援区分別の人数と、区分別のサービス利用、たまたま資料がついて

います。4～6ってどういう人なんだろうというのが、この資料を参考に御覧いただきたいと思うんですけども、手帳という切り口でいいのか、サービスの支援区分という切り口がいいのかというところを検討している状況です。

そのときに一番ポイントになっているのが、この四角の中に書いてあることよりも、下の米印で書いてある4項目が検討課題となっております。この中で自力で避難できる、避難する際に支援者がいるかを対象にするかというのをまずより分けるといふか、調査しなければ分からないんですけども、対象とするかを検討するという。あとは障がい児をどうするか。基本的に要支援者の中に障がい児の定義って入っていないんです。医療的ケア児なんかは優先検討対象になっているんですけども、それ以外の障がい児、親御さんがいらっしゃるという前提になるので、障がい児についてはどうするかというのは子供部門も入っているんですけども、別途検討となります。精神障がい、これも大事な視点なんですけれども、現時点で避難行動要支援者名簿に掲載をしております。なので、手帳というアプローチだと掲載対象にならないんですけども、支援区分4～6ということになると対象にも入ってくるということで、どのような切り口で対象者を決めるのがいいのかというのも検討事項。

あとは施設入所者について別途検討とあるんですけども、施設入所者の場合は支援者がいらっしゃる。当然その施設ごとの防災計画があるので避難するんですけども、その範囲にグループホームを含めるかとか、含めないのか、施設入所者の範囲としてどこまでを対象内、対象外にするのかということは今、議論させていただいております。なので、やはりつくれるなら全員つくるというのがいいんですけども、作成するときの人的資源、あとは具体的な避難行動を起こすときに助ける、非常時のときに助ける人的資源ということ考えたときに、誰を一番優先しなければならないのかということは今、検討させていただいておりますということをこの場では報告をさせていただきました。

私からの報告は以上となります。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

ということで、まだいろいろ検討している途中ということと理解をいたしました。今の御説明について御質問や、こういう視点もぜひというような御意見おありの委員の方、お願いしたいと思います。

○土田委員 土田です。まず質問なんです、個別避難計画を作成するに当たり、本人または御家族も含めて相談されるのでしょうか。

○石渡会長 このあたりは決まっていますか、どうぞ。

○鈴木係長 今、順序で言うと、まず優先度の議論をしております、どのようにするかというのが次の検討の事項で、検討過程にありますので、今、お答えできる材料がそろっておりませんので、今いただく御意見ございましたら承って、それを議事に反映させたいと思いますので、ぜひ御意見がありましたらいただきたいと思います。

○土田委員 ありがとうございます。名簿のほうは、本人には知らせないでつくっていると思うんです。計画を立てるに当たっても私たちのことを私たち抜きで決めないでという言葉がありますけれども、計画を立てるには本人なり御家族に相談してつくらないと、より避難のしやすい状況というのがつかめないと思うので、そこはぜひ一緒に考えていただきたいなというのと、あと精神の方は先ほど入所者は支援する方がいるというお話だったんですけれども、入所や入院の方はそうなんですけれども、一番困っているのは在宅で、今、先ほどの視点には在宅の方の状況というのは出てこなかったんですけれども、すごく在宅の方も多くて、入院からグループホームにつながらなかった人、そのまま在宅で医療とも切れちゃっている人、そういう方は結構な数いらっしゃると思うんです。なので、そこら辺もどうなさるのかというのは考えていっていただきたいなというふうに思います。

○鈴木係長 今2点、御意見と御質問をいただきました。

1点目の内容、同意を得る、得ないというお話なんですけれども、今の名簿方式というのは個人情報ルールにのっとって同意を得ない形で共有する、これはルールを決めてやっている内容です。計画については基本的に同意方式が想定されています。なので、作成したほうがいい人でも本人と御家族が同意されなければ作成できないというのが今後の原則になるかと思えます。名簿をどうするかという問題。つくりたくても返事をくれない人のほうが支援が必要な人かもしれないという状況もありますので、名簿のいいところもありますので、名簿の問題と御家族とかの御本人の御意思というところを反映するという意味では、個別避難計画のほうについては御家族もしくは支援者、援護者、養護者の方も含めた御意見を聞いてつくっていくことになると思います。方法はこれからというのは、先ほど御紹介したとおりです。

先ほどの施設入所のことを強調してしまったので、在宅を軽視しているように聞こえる発言をしてしまったら申し訳ないんですけれども、一番の検討対象は在宅の方です。施設に入っている方は施設の職員の方がいらっしゃるという想定で避難はできるとか、安全確保はできるという想定で、一番できないのは在宅で御家族がいらっしゃるか、いらっしゃらないか。いらっしゃっても御高齢で御家族でも避難できない可能性があるという方をどうするかというところが検討課題である。

先ほどグループホームのことを申し上げたのは、職員の体制等の問題で、そのときの人数で避難誘導ができるかどうかという観点があるので、グループホームは施設としてみなしていいか、避難計画をつくる対象にするかどうかというところが検討課題だねというところが、今出ているということなので、施設を強調した説明をしましたが、主な念頭の対象は在宅の方です。その念頭の議論であるということをお理解いただければと思っております。

○土田委員 ありがとうございます。ぜひ在宅の方の地域移行も含めて考えていただきたいです。

以上です。

○石渡会長 石渡です。土田委員、貴重な御意見をありがとうございました。

結構自治体によっては具体的な計画をつくっていたりするところもあるので、そういう成功しているところの情報なんかもぜひ参考にさせていただけたらと思いました。

ほかにはこの件について。お願いいたします。菅委員、どうぞ。

○菅委員 南地域障がい者支援センターの菅です。意見という形で2つお伝えしたいなと思う点があります。私が関わっているところの御家族様の声なんですけれども、人工呼吸器をつけていて非常電源を用意しているけれども24時間しか保てないという方で、近隣の避難施設とか探しているけれども、そこはまだ見つからないという状況で、そういった非常電源の確保だったりとか、そういったところも計画に盛り込んでいただきたいなと思っているのが1つ。

あともう一つが、精神をお持ちの方で環境が変わったり、空間が狭いところに耐えられないという方もいらっしゃるんで、そういったところ二次避難所といったところもありますけれども、二次避難所が開設するまで時間が3日かな、4日目からですよ、開所という形になっているので、それまでの過ごし方だったり、そういったところも計画に盛り込んでいただければいいなと思いました。よろしく申し上げます。

○石渡会長 石渡です。菅委員、大事な御指摘をありがとうございました。

ほかに御意見おありの方、この件については大事ですのでおありかと思いますが、もしよろしければ、また後日、別の形で提出をしていただくというようなことで、申し訳ございません、次に行きたいと思えます。

議事の3番目として、2021年度の障がい者虐待・差別の状況の取組ということで用意していただいています。お願いいたします。

○有田担当係長 事務局、有田です。

私からは2021年度の町田市における障がい者虐待相談の状況について御報告させていただきます。

ます。資料7を御覧ください。

虐待通報を受けた件数は全体で21件、うち虐待として認定した件数が4件です。2019年度は通報件数が21件、2020年度は16件ですので、通報件数だけ見ると、ここ数年間大きな増減はないかなというふうに思います。

虐待の種別、種類は記載のとおりです。虐待の種別としては養護者からの虐待、虐待の種類としては身体的虐待が多くなっています。被虐待者の障がい種別としては知的障がいが多いです。通報手段としては電話による通報が最も多いです。ただ、文書が7件というのがありまして、警察署からは必ず文書が来るという形になっておりますので、それが6件、施設からも文書でということなので1件来ています。

続きまして、虐待として認定された4件のうち2件の概要を御紹介いたします。裏面になりますので御覧ください。

1番目の案件はお父さんからたたかれる、いわゆる身体的虐待です。本人とお父さんが同居しており、二世帯住宅に住むお姉さんから警察へ通報があった件です。お父さんが昔気質の方で時々かんしゃくを起こして本人がたたかれる。御本人の動作が遅いからお父さんがいらいらしちゃったのかなというところで、警察、本人、お父さん、お姉さんに市のほうが聞き取り調査を行いました。実際たたいたということがありますので、虐待はありました。ただ、二世帯住宅のお姉さんが基本的には様子を見ている状態なので、緊急にすぐに分離するというのではなく、ただ、このままでもいいというわけではないので、お父さんや本人に福祉サービスを導入していくことがいいたろうということで、地域の障がい者支援センターに引き継ぎまして対応していきました。結局その後すぐにお父様が病気で倒れられまして、施設にお父様が入所したので、御本人様に日中のサービスを整えて、現在は二世帯住宅の中でお姉さんと一緒に暮らしているということです。

2個目は、施設職員さんが子どもの頭をたたいたという、これも身体的虐待です。子どもセンターで放課後等デイサービスの職員3人と子ども3人で活動していたときの帰り際に、パズルをひっくり返してしまった子どもに対して、男性職員が「遊びじゃないんだよ」と叱っておでこをたたいてしまった。その様子は別の放課後等デイサービスの事業の職員が目撃して市に通報したということです。事業者としてはその後の対策として、再度虐待の研修を必ずやっちはいるんですけども、もう一度研修を行いました。また、当日職員さんがいっぱいいっぱいになってしまったということがあったので、当日の活動に問題がないかを確認、判断、相談する日直を必ず2名体制にするというようなことの対応をしていただきました。保護者には事業

所から謝罪をして関係性に影響はないというふうに聞いています。そういうようなことがありました。

あとは最後には普及啓発・調査・協議会等をこちらに載せています。例年、高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を年2回開催しています。2021年度はコロナの関係で8月に書面会議、12月に対面式の会議を1回開催しました。今年度は9月、対面でやる予定だったんですが、ちょうどコロナがぐっと上がってきたときだったので書面会議という判断になりまして、12月は少し落ち着けば対面式の会議を行いたいと思っております。

また、研修としては今年6月には就労継続支援B型から研修をやってほしいというところがありましたので、障がい福祉課のほうで出向いて行って研修をやっていきます。

報告は以上です。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

ということで、まず虐待の案件について御紹介、御説明をいただきましたが、虐待関連で何か御質問、御意見おありの方、いらっしゃいますでしょうか。特によろしいですか。お隣の神奈川では大きな問題も起きていますので、注目はしていきたいと思っております。

では、続いて差別解消法について御説明をお願いいたします。

○矢嶋主任 障がい福祉課の矢嶋のほうから報告をさせていただきます。差別解消の相談の内容と、あと理解・啓発に関する取組について、資料8にて御報告させていただきますので、まず資料8の表面、差別解消に基づく取組を御覧ください。まず、上半分は数字のほうの分類になっております。2021年度につきましては、差別相談が計6件ございました。まず①についてなんですが、相談の主訴、相談者からの訴えとしては不当な差別的取扱い、これが民間事業者からの不当な差別的取扱いが3件、同じく民間事業者での合理的配慮の不提供、こちらが3件で計6件という形になっております。

相談された方の障がい種別につきましては、聴覚障がい者が2名、肢体不自由が2名、精神・発達障がい者が2名という形になっております。相談された方が当事者か関係者かという分類なんですが、去年は全て当事者からの相談という形になっております。

今回、民間事業者の対応ということで、事業種別という形になるんですが、まずは行政機関等の合理的配慮の不提供が1件、サービス機関の差別的取扱いが1件、同じくサービス機関の合理的配慮の不提供が2件、不動産からの差別的取扱いが2件という形の事業種別になっております。

初回相談の経路としては、聴覚障がいの方が2名とも窓口、肢体不自由の方も2名とも窓口、

精神・発達障がいの方が2人とも電話という形での相談受付という形になっております。

それでは、その6件の相談要旨とその対応について説明させていただきます。まず、上の1件目、2件目が精神障がいの方の相談を分類しております。まず、1番の相談受付としては、不動産屋で物件を申し込む際に、自分は発達障がいであると申し入れたところ、障がいのある人には貸せないとと言われてしまった。理由を聞いたところ、以前そういう人に貸した際にトラブルになったからとのこと。障がいだけを理由に断られるのは差別に当たると思い相談。障がい者差別をしないように指導してほしいという内容でした。

こちらについては、市のほうから不動産屋にその旨連絡をしました。不動産屋からの回答としては、障がい者なので貸せないとは言っていないが、オーナーから不可と言われ相談者の申込みを断ったのは事実とのことでした。こちらのほうにしては、言った、言わないの形にはなっているんですが、相談者の方とはとにかく差別的対応と取っていることを説明し、職員に対応改善を行うように指導いたしました。

2つ目の精神障がいの方の訴えとしては、同じく不動産屋で、賃貸契約の申込み中、賃貸契約の際に必要な保証会社の審査の基準に落ちてしまい、物件を借りることができませんでした。審査に落ちた理由については教えてもらえませんでした。申込み時に自身が精神障害手帳を見せており、障がいだから落とされたのではないかと思い、差別に当たるとは思わないかと相談しました。

こちらについてはお話を聞いたところ、審査に落ちた理由は特に明かされておらず、御本人も障がい以外にも収入への不安等も言及していたため、障がい者差別案件とは断言できない状況のため、業者への指導は行いませんでした。その後、相談者から住居を借りるための相談窓口についての質問があったので、こちらは市内の窓口を案内しております。

3番、4番は聴覚障がいの方の相談になります。3番については、ネットの証券取引を行っていたところ、IDを忘れてしまい会社に問合せを行おうとしましたが、電話相談の窓口しかありませんでした。仕方なく妻に相談をしてもらったが、今度は本人か本人の成年後見人でないと教えられないと言われてしまった。聴覚障がい者に対して電話以外の対応を案内しない点など、障がい者差別に当たるとは思ったので相談をしたとのことでした。

こちらのほう、市のほうで会社に電話したところ、電話でIDを教えるのは本人か成年後見人のように登録された代理人でないとできないと、同じ回答を受けました。こちらのほうで聴覚障がいだけでは成年後見人は必要ないので、代理人は登録できないこと、文書で申請できないのかをもう一度さらに尋ねたところ、ID自体の申請文書はありませんが、パスワード初期

化という申請を郵送ですれば、その返信通知にIDが表示される方法があるとのことを教えていただきましたので、この方法を相談者に伝えました。

もう一点の聴覚障がいについては、離婚相談のため電話通訳を通じて法律事務所に電話をして、相談内容を伝えたところ、断られてしまった。これも理由を教えてもらえなかったとの相談でした。

市からこちらの事務所に連絡をしたのですが、事務所としては障がいを理由に断るような対応はしていないとの回答でした。ただ、法律相談ですので個別の相談内容については第三者に明かすことはできないと言われたんですが、ただ、相談を断る理由としては、利益相反に該当した場合が考えられるという回答でした。その場合、相手方にも詳細な理由は明かせませんので、誤解を与えたのではないかとの説明がありました。

こちらとしては、やはり御本人が障がい者差別というふうに捉えておりますので、断る際には注意して対応するよう指導をさせていただきました。

5番、6番については身体障がいの方からの相談になります。5番についてはシニアカー（ハンドル付電動車椅子）に乗車してショッピングセンターに行ったところ、入店は危険なので通常の車椅子に乗り換えてほしいと警備員に入口で制止されてしまいました。自身は手も不自由なので普通の車椅子では動けないため、介助してほしいとお願いしたが、さらに断られました。こちらの相談になります。

こちらでもショッピングセンターの警備担当者に連絡しましたところ、シニアカー禁止などのルールはなく、そのときの警備員が危険だと思い制止したとの記録とのことでした。なので、こちらについてはシニアカーでの入店を禁止する規定はないことを警備員全員に情報共有を行う等、指導のほうをいたしました。

6番について、身体障がいの方からのやはり相談で、コロナワクチンの接種予約をしている医療機関に行ったところ、エレベーターがとても狭く、小型の電動車椅子が1台入れるぎりぎりの大きさでした。普通の車椅子、この方自身は小さい電動車椅子だったので入れたんですが、電動車椅子、通常のサイズや大きめの車椅子では入らないと思われるが、予約時に注意書きもなかった。エレベーターの改修が第一希望だが、予約時に注意書きなどの表示もしてほしいとの要望でした。

現地調査を行ったところ、一応エレベーターは設置されており車椅子が1台入るための合理的配慮がされているとこちらは判断をさせていただきました。

表面については以上でございます。

引き続き、裏面の障害者差別解消法に基づく取組のほう、啓発事業について報告をさせていただきます。

まず、上3点については、障がい福祉課以外のイベント、防災フェアなどで障がい者バンダナを展示したり、人権週間のときには障がい者の差別の解消と災害支援に関するパネルのほうを場所を借りて展示をさせていただきました。

11月8日から12月3日については、これは障がい福祉課主催の「みんなの笑顔の展覧会」というのをイベントスタジオで展示をしました。こちらは各施設から作品をいただいて、1階で展示をさせていただいた形になります。

11月15日から12月9日については、障害者週間に合わせ、ホームページのほうにトップ画面にバナーを掲載しPR。また、市庁舎の横の懸垂幕の部分にも障害者週間の懸垂幕と、あと災害時等障がい者支援バンダナのほうを掲示をさせていただきました。

12月3日から12月9日について、障害者週間についてですが、こちら新規の事業として市民課・市民センターの窓口でダリアの種を配布するという事業をしました。配布する理由というのが、袋のほうに障害者週間の宣伝の印刷、裏には市民課のほうに置いていただくためにマイナンバーの啓発の印刷のほう、これを両面印刷した袋の中に町田市内でのダリア園からダリアの種を購入しまして、こちらを市役所の市民課、また各市民センターの窓口に置かせていただき、理解啓発活動を行わせていただきました。また、町田市職員の障がいに関する理解を深めるために、職員向けのポータルサイトに障がいのある方の家族・友人などにおける作文を掲載しています。また、広報課・職員課・福祉総務課・選挙管理委員会と連携し、各課の取組等を周知しました。

最後に、12月10日から1月12日に町田市中央図書館で、障がいに関連した書籍の特設コーナーを設置いたしました。

昨年度の取組は以上になります。今年度も新たな取組を現在しているという状況になっております。

報告のほうは以上になります。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

今の差別解消関連の御説明について、御質問、御意見おありの委員の方、いらっしゃいますか。

では、堤委員、どうぞ。

○堤委員 2点質問があります。

まず1つ目は、相談要旨とその対応というのの最後のものなんですけれども、訴えと回答がかみ合っていないと私には読めるんですが、訴えはエレベーターが小さいから大型の電動車椅子が入れないので注意書きの表示をしてほしいで、回答は合理的配慮はされていると判断って、合理的配慮はされているけれども、大型の車椅子も乗れると判断したわけじゃないですよ。これを言ってきた人が希望している注意書きについてはどうなったのかということをもつて1つ教えてほしいということ。

もう一つは、ここにはないんですけれども、2年か3年続けて出ていた鶴川のバスの停車位置の問題は解決したのかどうかという、その2点、お願いします。

○石渡会長 では事務局、お分りの範囲でお願いします。

○矢嶋主任 事務局障がい福祉課の矢嶋のほうで回答いたします。

最後の回答についてなんですが、こちらのほう、注意書きについての表示については、こちらには書いていないんですが、ワクチン接種担当課のほうに一応この依頼をしております。ただ、その後明確な回答がなかったもので、こちらには載せておりませんでした。申し訳ありません。

2点目の鶴川駅のバス、和光大学ですか、そちらの方の件については、現在も引き続き解決はできていないという状況になっております。

○石渡会長 ということですが、堤委員、どうぞ。

○堤委員 注意書きを書くように伝えた後、確認をしていないというお話だったんですが、これはぜひ確認してください。最後まで責任を持って動いてもらえると差別解消というところにつながるかなと思います。よろしくお願いします。

○石渡会長 石渡です。ありがとうございました。

では、ぜひ確認のところを事務局のほうではお願いしたいと思います。ありがとうございました。

ほかには何か差別解消関連、御意見とかおありの方、いらっしゃいますか。また何か思いついたら後で結構ですので、事務局のほうにお願いいたします。

それでは、3番目の報告事項に移らせていただきます。第1回の町田市障がい者差別解消条例検討ワーキングの活動報告ということで、まず事務局から説明をお願いいたします。

○由谷主事 事務局の由谷です。

それでは資料9-1及び9-2を基に7月27日に開催いたしました第1回町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループの活動報告をさせていただきます。

ワーキンググループではまず初めに、事務局からワーキンググループの目的や主な論点、条例の構成や制定までのスケジュール等につきまして説明をさせていただきました。

そこでの説明内容を資料9-1、1. ワーキンググループの目的と開催経過というところに記載をしております。こちらの内容につきましては、前回の協議会の議事として既に御報告させていただいておりますので、簡略化をして記載をさせていただいているところです。

次に、ワーキンググループでの議事の内容につきまして、2. 会議の内容というところを御覧ください。ワーキンググループでは2つの議事について協議を行いました。

1つ目が、町田市障がい者差別解消条例（仮称）の骨子作成についてです。ここでは東京都や条例制定済みの他自治体10自治体の条例を基に、町田市での条例制定に当たって含むべき内容や条文上の細かな表現等について比較検討を行いました。ここでの比較のための資料が、本日記付している資料9-2になります。こちらで東京都、同じ多摩地区の八王子市、日野市、多摩市、小金井市、青梅市の5自治体、近隣の政令指定都市として横浜市、さいたま市、あと町田市と同規模の人口市として和歌山市、所沢市、その他としてワーキンググループ当日に小野委員から情報提供いただきました明石市の条例につきまして、それぞれの条例の構成や内容等について、要素ごとの比較資料を作成しております。当日は条例の文言や細かな表現の工夫、特に虐待の内容に関する規定の有無や、差別が起きた際の対応内容に関して御意見をいただきました。

続きまして、議事の2つ目、ヒアリング調査団体・調査内容について。こちらは8月から9月にかけて市内19団体へ差別事例収集のためのアンケート調査を実施し、回答内容に関して各団体にヒアリング調査を行っているところになります。第1回のワーキンググループでは、調査対象団体や、アンケートの内容について御確認いただき、事例の対象範囲を市内に限定しないこと、複数事例を回答できるようにアンケートの書式をデータでも送付をしたほうがよいことなどの御意見をいただきました。

最後に3番、今後のスケジュールというところで、今年度は3回ワーキンググループを開催予定となっております。現在10月開催予定の第2回ワーキンググループに向けて各団体にアンケート調査やヒアリング調査を実施しているところになります。第2回ワーキンググループではヒアリング結果の報告と、あとは条例骨子の内容について協議する予定となっております。また、来年2023年1月開催予定の第3回ワーキンググループでは、この資料上部の1番のところの主な論点というところで4つ記載をしている観点につきまして、議論のまとめを行い、2023年度の体制についても検討していく予定となっております。

事務局からの説明は以上です。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

ということで、9-2の資料などはとてもよくまとまっていますので、参考にさせていただけたらと思いますが、ワーキングの委員の方で何か補足などおありの方、いらっしゃいますでしょうか。

では、今の御説明について御質問、御意見おありの委員の方、お願いしたいと思いますが、どうぞ。

○井上職務代理 井上です。

2つほど質問したいんですけども、必ずこういう条例という、必ず効力の範囲というんですか、それが出ると思うんですけども、そのようなある事象が町田市内で起こった場合は他の事業者によるものであっても、または町田市民でなくても該当するようなつくりを今しているのかどうか。それから、その反対に町田市民がよその自治体においてそのような事象が発生した場合は、その自治体の条例によるのかどうかというところについて検討しているのであれば教えていただくのが1点目。

それからもう一つは、条例の主な内容のところにあるんですけども、市が施策の推進ということで例えば義務、義務、義務ってどこでもやっているんですが、次に事業者があつて、これは施策協力云々、努力義務みたいに書いてあるんですが、それから合理的配慮の提供も同じく市について義務、事業者についての義務と書かれているんですが、ここで条文を別建てにするのか、それとも市と一体的に理解するのかあれなんです、市の事業を委託を受けているところがいっぱいあるわけですね、市の事業の委託事業者について特段の、もっと具体的に言えば、結局市と同等の義務を課すべきだというふうに私は思っているんですけども、それについての書き込みがあるのかどうか、それについて教えてください。

○石渡会長 お願いします。

○山口係長 事務局の山口です。

御質問いただきました2点につきまして、まず1つ目、効力の範囲というところで、市内または市外というところなんです、現時点ではワーキングの中ではその扱いなんかの範囲のところについてまで議論が深まっているということはないので、次回以降の範囲のことにつきましてでも取り上げていきたいと考えております。

また、続きまして今度、市から委託事業というところで、その委託事業者が行った行為が差別に該当した場合はどこまでが義務なのかといったところについても、まだ範囲のところまで

はこれからというところになりますので、それも含めてワーキングの中で次回の2回目のところで取り上げて検討していきたいと思いますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○石渡会長　という御説明でしたが、井上委員としては何かございますか。確認だけでよろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。大事な視点です。

ほかに何か差別関連でよろしいでしょうか。

それでは、進行を焦っていたりして、皆さんに御迷惑をおかけいたします。

では、その他ということで、事務局側の皆様から何か情報提供などございますでしょうか。よろしいですか。委員の皆様もよろしいですか。

それでは、残り時間が少ないんですけれども、今日の協議会でもって今の委員の皆様の任期が終了、満了ということになります。お一人ずつ御挨拶をいただきたいというのが事務局などから私たちも含めて考えたところではあるので、お一人1分ずつぐらいだとちょっと予定時間をオーバーしてしまうかもしれないんですけれども、これまでの協議会に関して体験した中で、今後こんなことを引き継ぎたいとか、この課題はぜひというようなことがございましたら、お一人1分ずつぐらいで、まずこちらの会場にいらっしゃる小野委員から順次回って一言ずつというようなシナリオになっておりまして、大変恐縮ですが、お願いいたします。ウェブ参加の方は後でお願いいたします。

○小野委員　それでは、今期は障がい者計画部会の部会長を務めさせていただきました。なかなか十分な計画策定ができなくて、皆さんの期待や意見やそういったものをなかなか反映することもできなかったなというふうにも思っています。ただ、今回、4年前に町田市で初めて実施した障がいのある人たちの生活の困り事の実態調査の中でいろんなことが浮き彫りになって、それを計画に反映させてきています。引き続き、実態調査の結果については町田市の障がい施策の中では重視して取り組んでいただきたいなというふうに思います。どうもありがとうございました。

○石渡会長　森山委員、お願いします。

○森山委員　町田の丘学園の森山です。長きにわたって協議会の委員を務めさせていただきました。今回が最後になるかなというふうに思いますけれども、協議会の委員でたくさん学ぶことがあり、よかったと思っています。ありがとうございました。私自身、町田の丘学園で教員

をやっておりまして、生徒たちが卒業後、地域に出ていくというところ、そういうところで日中活動の場の確保というところをたくさんお話しさせていただいたと思っています。今後はさらなることを期待しておりますけれども、様々な課題、まだまだあります。そういう課題に一つ一つ向き合っていていただきたいなというふうに思いますし、町田に住んでよかったと皆が思えるような、そういう施策を続けていていただければと思いますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○石渡会長 佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 ハローワーク町田の佐々木と申します。私の場合は年度の異動ですので、前回と今回2回参加させていただきました。恐らく次回も引き続き委員として指名があるのかなというふうには思っております。障がい者関係について大変勉強させていただいているというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○石渡会長 では、土田委員、お願いいたします。

○土田委員 土田です。私も前者からの引継ぎなのでまだ2回しか出ていないのですが、短い間でしたが、皆様ありがとうございました。

○石渡会長 継続していただくこともあるかもしれません。

叶内委員、お願いいたします。

○叶内委員 私も前者からの引継ぎで2回だけだったんですが、今日よかったなと思ったのは、1つは虐待の関係で市内の事業者に出向いてちゃんと研修会をやりましょうという姿勢が市にあるというのはすばらしいなと思ったことと、もう一つ差別解消については、市の委託事業で事業者は市から仕事をもらうんだったら、市と同等にしろと言っちゃってもいいのかなと思ったぐらいです。今後ともよろしく願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございました。

では、松崎委員からお願いして。恐縮です。

○松崎委員 歯科医師会の松崎と申します。歯科医師会は障がい者歯科をやっている関係で、障がい者の方の精神疾患とか障がいの内容については理解していますけれども、背景とかそういうところをここの会議でいろいろ聞いて、かなり参考になったかと思います。

以上です。

○石渡会長 とても心強いお言葉をいただきました。ありがとうございました。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員 約4年以上になりましたか、この会に出てまいりました。精神のところは市のほうにもなかなか理解してもらえないというところがありまして、やっぱりようやく今、医療保健のところと福祉との協議体ができたとということで、この前資料を見せてもらいましたけれども、大分これからいろんな発言ができてくるのかなと。医療関係に関して、精神のところは遅れているので、またこの会議に出て、なかなか話しても理解してもらえない。皆さん。だから、今後はぜひ医療関係のほうのところの連携のところできいろいろとプッシュしながら。私のほうは今年81歳になるので引退することにしましたので、よろしく。ありがとうございました。

○石渡会長 そうですか。まだ精神の御家族で80過ぎても頑張っている方がたくさんいらっしゃいますが、すみません、感情を押しつけてしまいました。失礼しました。

風間委員、お願いいたします。

○風間委員 私は町田市身体障害者福祉協会から代表として出ているんですが、協会では視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体障がい者の方、内部障がいの方などいるわけなんですけど、成果が上がった点も何点かありまして、例えば施設での盲導鈴の設置に関しては割と早く設置していただいて、なおかつまたほかに必要なところがあれば設置していただけるようなことが成果として上げられます。また、成瀬の総合体育館においてS T T、いわゆる盲人卓球なんですけれども、その部屋が常時確保されているというように、体育館の一室をすぐにでもできるというような環境をつくっていただいたというようなことがすごく成果が上がったのかなと思っていますけれども、一番残念なのはあちこちの自治体、ほとんど東京都では特別区23区、あるいは多摩50ぐらいですか、市町村のタクシー券なんですけど、あと町田を取り巻いている都外の自治体でもタクシー券が支給されているにもかかわらず、町田市ではいまだにそれがなされていないということは非常に残念で、我が協会としてもやはり会員のニーズとしてはタクシー券をぜひ支給してほしいということが根強くなっていますので、これからもそういう運動を続けていかなければならないのかなと思っています。ただ、大変難しい問題が多くて、私などはそういうことにあまり詳しくなかったもので、なかなか難しく大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

○石渡会長 いろいろ情報提供いただきましてありがとうございます。

それでは町野の委員、お願いいたします。

○町野委員 町田市民生・児童委員協議会の代表として出てきております町野です。実は民生・児童委員として、どうしても障がいを抱える方とのやりたいなと思っていたことがあったんですけども、コロナでほとんど動けない状況で残念だったんですけど、実は私たち民児委員

は高齢者の方とか、それから生活保護受給の方は名簿を市から出していただいて、定期的に訪問しております。子どもに関しても児童委員としては学校、中学校、小学校には定期的に学校訪問して、校長先生ほか全先生から情報をいただいて地域の見守りをしております。それから、児童虐待等に関しては児童相談所、あるいは子ども家庭支援センターと一緒にやっていくんです、活動しておりますが、障がいを抱える方と接触して一緒に何かするとか、そういったことが全く民生・児童委員にはないんです。なので、私たちが一番私、ここに出てきて本当にショックだったのは、就労支援の就労継続支援A型とかB型とかばんと出てきても、何それという感じだったんです。それを一生懸命ついていくのにやっとなで、皆さんのように専門のあれができなかったものですから、もちろん民生・児童委員協議会としても障がい者部会なんかもありますし、障がいについての研修も受けているんですけども、実際に一緒に何かしたり、いろいろ携わっていくということがないものから、頭の中だけということで、本当に分かりにくくて、焦って、実は正直言いますと、この会議に出てくるのが非常に気が重たかったです。でも、一生懸命自分なりに努力してお勉強しまして、皆さんこれを見てもどうっていうあれじゃないかもしれませんが、私は会議に出る前に忙しいのでちょっと昼間はどうにも動き取れないので、夜中にじっといろいろなのを調べたり見て、本当に勉強させていただきました。この勉強したものをそのままにするのは非常にもったいないなという気持ちもしていますので、今度は南地区のほうで福祉の関係のことをやって、今、準備を入っておりますので、そちらのほうでいろいろと障がい関係の方は、今回も福祉フェアなんかやって、前は5つぐらいだったのが今回は8つの障がい者の施設の方に御協力いただいて出ていただいたりしましたので、これからも縁を持って続けていきたいと思っておりますので、またどこかでお会いしたらよろしくお願いたします。今回で私、最後になりますので、どうも失礼いたしました。

○石渡会長 ぜひ一緒に何か活動したいです。よろしくお願いたします。

青山委員、お願いたします。

○青山委員 就労・生活支援センターレッツの青山です。自分は前期の方から引継ぎということで途中からだったんですが、実は参加させてもらって感想になってしまうんですけども、当協議会でもいろんな部会があって各論の検討をいろいろされてきて報告があった、すごくいい勉強させてもらったんですけども、多分町田市において、先ほど坂本委員からもほかの検討会、委員会の話が出たと思うんですが、いろんな検討されていると思うんです。方法論として、ここの委員会で閉じているものではなくて、この協議会で委員会、部会があってワーキングがあって、そのものが吸い上げて検討されてここに出てくるというだけではなくて、関係

するほかの委員会の報告とっていいのか内容を、こちらで検討した内容もほかの委員会に持ってって検討できるような、もっと効率のいいやり方というのが何かあるんじゃないかなと、参加させてもらってちょっと思った次第です。ここだけで閉じずに。特に障がい関係の話というのはエージングでいうと生まれたときから亡くなるまでということで、分野もいろいろあるかと思しますので、生活も働くこともいろいろあると思うので、もっともってほかの委員会との連携というのも考えて意見を共有できるといいのかなと思った次第です。今後もし関わられるようであれば、そういった意見を出していければと思います。ありがとうございました。

○石渡会長 貴重な御意見をいただきまして。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 町田ヒューマンネットワークの堤です。何期目かの相談支援部会の部会長を務めました。今期は地域生活拠点の整備のこととか、それから緊急時予防対応プランの作成とか、あと相談支援の地域協議体と相談支援部会のネットワークづくりとか、結構具体的な動きがあってワーキングもあって、すごく充実していて楽しかったですと言って、ここで切りよく終わればよかったんですが、まだ道半ばなので区切りがつくまで引き続きやることになりそうなので、今後ともよろしくお願いします。この山を乗り越えたら私も引退できたらなと思っております。よろしくお願いします。

○石渡会長 あまり乗り越えてほしくないような気もしますが、すみません。

それでは、一応会場にお集まりの方は一言いただきましたので、オンライン参加の方にもお願いしたいと思います。

まず、こちらにある名簿で谷内委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○谷内委員 谷内です。お世話になりました。就労・生活支援部会のほうも10年近くお世話になっているのかなと思いますけれども、この3年はコロナ禍ということでかなり就労支援のほうにも大きな影響が出ていたのかなという3年間でした。ですが、先ほど報告されたように、若干数字も持ち直してきて、コロナ前の就労支援の実績のようなものが徐々に見えてきて、いい方向に向かっているんだなど。部会のほうは、現場の方たちが多く集まっていらっしゃるので、この場で報告できない、本当に生々しい現場の意見交換なんかも聞かせていただいて、私自身もすごく多くのことを学ばせていただいています。特に次期に関しては、企業の調査を今後事務局中心に企業へのヒアリング調査を行っていきますので、また次期の課題になるかと思っておりますけれども、また企業とそうした就労支援との橋渡しになるようなものができていくようになるといいのかなと感じておりますが、ひとまず今期、大変お世話になりました。ありがと

うございました。

○石渡会長 では、ぜひまた次の段階、お願いいたします。

では、佐藤委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○佐藤委員 法政大学の佐藤です。私のほうも長きにわたりましてお世話になりました。ありがとうございました。私の専門はソーシャルワークですので、相談支援部会のほうに長く関わらせていただいておりますけれども、町田市が非常に努力をしているいろいろなものが一步一步進んでいるということ、障がい者施策推進協議会で学ばせていただきました。さらに、ソーシャルワークの観点からいうと、もう少し東京都内に目を広げて町田市もレベルアップをしなければいけない部分もありますし、また町田市が発信できる部分もあるのかなというふうには思っております。町田市だけではなくて広い地域がよくなるように、何かまた私も一緒に考えていけたらな、地域で考えていけたらなというふうには思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。ぜひいろいろ情報をまてください。

それでは、次が森委員、お願いいたします。

○森委員 森でございます。町田市社会福祉法人施設等連絡会から参加させていただいております。いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。

以上です。

○石渡会長 簡潔明瞭でした。ありがとうございます。

では、菅委員、お願いいたします。

○菅委員 南地域障がい者支援センター、菅です。前任からの引継ぎだったので私は2回の参加という形でしたけれども、今度は実践する側という形で、地域の拠点という形でいろいろな方とつながり、課題を引き続き一緒に考えながらという形で取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございました。

では、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 町田市商工会議所の鈴木です。障がいに対する専門的な話が多くてなかなか発言できる機会がなくて申し訳ありませんでした。商工会議所では市内事業所における障害者雇用等に関しまして、今後ハローワークと協力し合いながら取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございます。やっぱりウェブ参加の方がぜひ直接お会いできるとさらにうれしいなと思います。

では、職務代理の井上委員にお願いいたします。

○井上職務代理 井上です。振り返ってみると、この協議会が発足する以前の障がい者就労・生活支援協議会なるものにちょっと関わっていて、ですから十数年、私はここにいるんです。長さだけで何の役にも立っていないなと改めて思うところですけども、ただ今期をちょっと振り返ってみると、小野委員さんや谷内委員さんからも話が出たとおりで、特に当事者の調査による障がい者プランの作成とか、障がい者就労についての調査、それから今日出ましたけれども差別解消条例の策定に伴う調査、このような幾つもの調査をこんないっぱいやったのは初めてじゃないかなというふうに思っております。特にここにいらっしゃる皆さん、委員さん、それからあと部会の皆さん、そして、特に事務局の皆さんの頑張りが私は物すごい大変なものがあつたんじゃないかなと思って頭が下がります。

あともう一つ考えてみると、町田市の障がい者雇用について、私は実は現役で福祉総務なんかにはいた頃から、そのことでは延々と議論してきて、ようやく雇用率達成しなきゃいけないんだということを言い出したのがつい最近のような気がするんです。そのようなことで、ようやく町田市の障がい者雇用が一步進んだなという印象を今回の期で思っております。これからも当事者の方の声、それからあと当事者の方の声とかそういったことを調査されて施策推進に生かしていけたらいいんじゃないかなというふうに改めて思っているところです。いろいろ御教示いただきありがとうございました。

○石渡会長 井上職務代理、ありがとうございました。

最後、私というふうにシナリオがなっているんですが、私こそ本当にまだ新参者でなかなか分からなくて、でも私個人としては結構町田の障がい施策というのに本当に学生の頃から関心があつて、いろいろ情報いただいでいて、こうやって皆さんと直接お会いしながら生の声を聞いていると、なるほど、なるほどと勝手に納得したりしています。本当に今日、全員の方に一言ずつですけどもお話しいただいて、やっぱりもう少し時間が取れてじっくり議論ができて、皆さんの声をさらに今後も町田に生かせるといいなみたいなことを改めて思いました。本当にまだ町田に関わってから短いんですけども、私なりにまたすごく新しい視点とかをいただくことができ感謝しています。本当にいろいろありがとうございました。

それでは、一言挨拶は以上で終了して、私の役割は終わったので、進行を事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

○山口係長 石渡会長、進行をどうもありがとうございました。

それでは、閉会のほうに移りたいと思います。閉会に当たりまして、こちら障がい福祉課長の金子より挨拶申し上げます。

○金子課長 すみません、時間がオーバーしているところ申し訳ないんですが、3年間委員のほうを引き受けていただきましてありがとうございました。今後も引き続き関わっていただける方もいらっしゃると思いますし、今日引退という言葉もお聞きしましたが、たとえ引退したとしても町田市の障がい福祉のほうに、また障がい者関係の事業に興味を持っていただいて、何かしらの関わりを持っていただけると助かります。本当に協議会の委員としてありがとうございました。

○山口係長 改めまして、委員の皆様、3年間どうもありがとうございました。また、今後とも町田市の障がい者施策に御理解、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日これで閉会になります。今日言い足りなかった御意見等ありましたら、9月30日、来週金曜日までに事務局のほうにメールかファクスで伝えていただけたらと思います。

本日の次第の下段にも書かせていただいておりますが、次回の障がい者施策推進協議会、3回目の協議会は11月21日月曜日に開催を予定しております。次回は新体制の1回目ということで11月21日月曜日に開催予定になります。また、新体制での委員の委嘱手続きにつきましては、今後推薦依頼を発送させていただきますので、引き続き委員をお務めいただく方については推薦書等の御提出のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、2022年度第2回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。ウェブで御出席の皆様はバツのアイコンをクリックして御退席ください。現地お車でお越しの方は事務局のほうへ駐車券を御提示いただけたらと思います。

閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後8時51分 閉会